

## <パブリックコメントでいただいた御意見と都の考え方について>

### 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度(キャップ&トレード制度)に関する改正事項 (第四計画期間(2025-2029年度に適用する事項))

#### <注意事項>

- 意見について誤字、脱字等がある場合は、表現を修正しております。
- 意見の内容を精査し、一部意見を分割・統合したものがあります。
- 事項番号の分類は、意見の内容に最も近いと考えられるものに修正しております。
- 内容が類似する意見については、意見、都の考え方はまとめて示しております。
- 非公表を希望された意見についても、意見の件数に含めております。

○意見数 : 21者・100件(17事業者(個人含む)・60件/4団体・40件)

○意見数内訳 : 下表参照

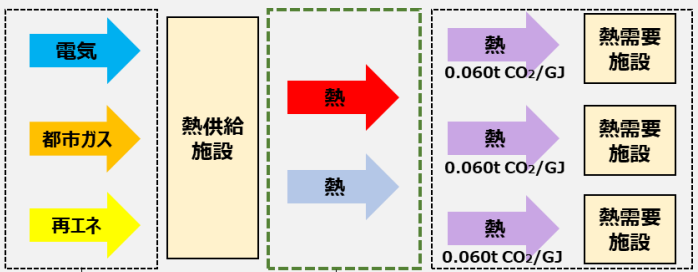
事項番号	事項	件数	事項番号	事項	件数
1	制度対象	3件	8	再エネの取扱い	11件
2	基準排出量	9件	9	排出量取引で取り扱うクレジット等	11件
3	削減義務率	17件	10	その他ガス削減量の取扱い	0件
4	新たに削減義務の対象となる事業所の取扱い	5件	11	特定テナント等事業者	2件
5	温室効果ガス排出量の算定のためのCO <sub>2</sub> 排出係数	12件	12	目標設定・取組状況等の報告・公表	3件
6	原油換算エネルギー使用量の算定のための単位発熱量及び一次エネルギー換算係数	2件	13	トップレベル事業所認定の仕組み	16件
7	低炭素電力・熱の選択の仕組み及び高効率コージェネの取扱い	3件	—	その他意見、質問	6件

※ 事項ごとにいただいた一つの意見を分割・統合しているため、表中の件数(各事項における意見総数)と、次ページ以降の各事項における意見の内訳件数の合計とが一致しない場合があります。

## 1. 制度対象（3件）（非公表希望：2件）

No.	御意見の概要	都の考え方																																															
1	<p>「算定対象となる排出活動」について、太陽熱や大気中の熱その他の自然界に存する熱などの再エネ熱利用や再エネ自家発電について、削減義務対象外として使用量報告を求めることは妥当だが、計量していないケースや合理的な推計が困難なケースもあるため、計量時および推計可能な場合のみの報告としていただきたい。</p>	<p>改正省エネ法では、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの合理化が求められ、バイオマスや廃棄物燃料などの非化石燃料、並びに自然熱及び再生可能エネルギーの使用量等が報告対象に加わります。本制度においても、非化石燃料を含めたエネルギーの効率的な利用及び削減については重要な取組の一つであり、事業所からの毎年度のエネルギー使用量等の報告対象については、改正省エネ法との整合を図ってまいります。</p> <p>今後、国の省エネ法や温対法の改正事項等を踏まえ、本制度での報告方法等の詳細について決定次第、説明会等を通じて、制度の対象となる事業所の皆様へ丁寧に説明してまいります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【制度対象とする燃料等】</b></p> <table border="1" data-bbox="916 600 2051 1058"> <thead> <tr> <th>算定対象とする燃料等</th> <th>原油換算エネルギー使用量 (制度対象要件の対象)</th> <th>特定温室効果ガス排出量 (削減義務対象)</th> <th>その他ガス排出量 (削減義務対象外)</th> <th>使用量報告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>化石燃料</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>－</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>他者から供給される電気・熱</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>－</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">再エネ由来の電気・熱</td> <td>オンサイト</td> <td>－</td> <td>△</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>オフサイト (自己託送・PPA)</td> <td>●</td> <td>△</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>証書</td> <td>－</td> <td>△</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">非化石燃料</td> <td>排出係数及び地球温暖化係数が設定されている燃料</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>上記以外の燃料</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>製品の製造・加工に伴い発生するガス</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td>水の使用、下水への排水</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> </tbody> </table> <p>*●：制度対象　－：制度対象外 △：再エネは算定対象外であるが、持続可能性が担保されていることが確認できないバイオマスは算定対象</p> <p>*海水熱、河川水熱、地下水熱、地中熱、大気熱については、使用量の報告を求めないが、使用した場合はその内容を記載できる欄を地球温暖化対策計画書に設けることを想定。ただし、ヒートポンプ等の施設又は設備で使用した熱については、改正省エネ法と同様に、報告及び地球温暖化対策計画書への記載の対象外とすることを想定。</p>	算定対象とする燃料等	原油換算エネルギー使用量 (制度対象要件の対象)	特定温室効果ガス排出量 (削減義務対象)	その他ガス排出量 (削減義務対象外)	使用量報告	化石燃料	●	●	－	●	他者から供給される電気・熱	●	●	－	●	再エネ由来の電気・熱	オンサイト	－	△	●	オフサイト (自己託送・PPA)	●	△	●	証書	－	△	●	非化石燃料	排出係数及び地球温暖化係数が設定されている燃料	－	－	●	上記以外の燃料	－	－	●	製品の製造・加工に伴い発生するガス	－	－	●	●	水の使用、下水への排水	－	－	●	●
算定対象とする燃料等	原油換算エネルギー使用量 (制度対象要件の対象)	特定温室効果ガス排出量 (削減義務対象)	その他ガス排出量 (削減義務対象外)	使用量報告																																													
化石燃料	●	●	－	●																																													
他者から供給される電気・熱	●	●	－	●																																													
再エネ由来の電気・熱	オンサイト	－	△	●																																													
	オフサイト (自己託送・PPA)	●	△	●																																													
	証書	－	△	●																																													
非化石燃料	排出係数及び地球温暖化係数が設定されている燃料	－	－	●																																													
	上記以外の燃料	－	－	●																																													
製品の製造・加工に伴い発生するガス	－	－	●	●																																													
水の使用、下水への排水	－	－	●	●																																													

## 2. 基準排出量（9件）（非公表希望：1件）

No.	御意見の概要	都の考え方
1	<p>「熱供給事業所の基準排出量の算定方法については引き続き検討」とされているが、第三計画期間に準じた算定方法となる場合、過去の排出実績に基づく方法しか用いることができない。熱供給事業の特性（インフラ事業のため気象条件等に年度実績が大きく左右され事業者としての総量削減努力が反映し難い）を踏まえると、基準排出量の算定タイミングに応じて各事業者が課せられる削減義務に不平等が生じることを懸念している。</p> <p>これを回避するためにも、熱供給事業者はインフラ事業として総量削減義務を課さない（エネルギー効率を求めるまで）、もしくは熱供給事業においても排出標準原単位を設定し、現在の低炭素熱の基準となる 0.060 t-CO<sub>2</sub>/GJ を採用していただきたい。</p> <p>【計4件、以下同趣旨の御意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の排出実績に基づく方法では、基準排出量算定期間にテナントが入居していない時期が含まれたりした場合に基準排出量が低くなり、削減義務の履行が困難となる。</li> <li>過去の排出実績に基づく方法では、供給先の稼働が低くなる場合に基準排出量が低くなり、削減義務の履行が困難となる。また、省CO<sub>2</sub>対策を施している場合、そのメリットを享受することができない。</li> <li>排出原単位を用いた基準排出量の算定ができないことから、基準排出量が低くなり、事業所の努力だけでは義務達成は不可能である。</li> </ul>	<p>基準排出量については、各事業所のこれまでの削減努力を分かりやすく示すことや、2030年カーボンハーフに向けた部門別削減目標との整合性等の観点等を踏まえ、算定方法を含め、第三計画期間までと同様の取扱いといたします。</p> <p>また、基準排出量の算定に使用する排出標準原単位については、制度導入当時より業種の特性を考慮して、用途区分ごとに過去の排出実績から設定しています。新たな排出標準原単位の設定には、過去の排出実績等の情報が必要となるなどの技術的な課題があります。</p> <p>そのため、新たに、熱供給事業所の販売熱量の実績に熱の排出係数（第四計画期間においては0.060t-CO<sub>2</sub>/GJ）を乗じて基準排出量を算出することも可能とし、早期に高効率機器を導入した熱供給事業所の削減効果が反映できる仕組みを導入いたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>・基準排出量は、第三計画期間と同様の方法で設定</p> <p>・主に熱等を供給する事業所における基準排出量の算定方法について新たな算定方法を導入</p> <p>※1 第三計画期間までに基準排出量が設定されている事業所は、第三計画期間の基準排出量を継続（基準排出量を変更している場合は、変更後の基準排出量を使用）</p> <p>※2 排出標準原単位は第三計画期間と同様の値を使用予定</p> </div> <p>【主に熱等を供給する事業所における新たな基準排出量の算定方法】</p>  <p style="text-align: center;"><b>基準排出量 (t-CO<sub>2</sub>)</b> = 販売熱量の実績（基準年度平均）× 熱の排出係数 <b>(0.060 t CO<sub>2</sub>/GJ)</b></p> <p>※ 新たな算定方法における販売熱量は、排出量算定の対象外となる熱又は当該熱を利用して発電した電気を直接受け入れて使用する場合を除く。</p>

No.	御意見の概要	都の考え方
2	<p>計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所について「過去の排出実績」に基づく方法より基準排出量を設定する場合、連続する3か年度のうち、知事が「標準的でない年度」と認める年度がある場合は、標準的でない2か年度までを除いて算定することも可能とされているが、入居率（在館率）等による影響を排除するため、当該除外対象には、エネルギー消費量が一時的に低下した期間も含める運用として頂きたい。</p> <p><b>【計3件、以下同趣旨の御意見の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「過去の排出実績」の算定期間のエネルギー消費量が低減して、標準的でない年度を除いても平常時より基準排出量が低くなる場合、特例的な設定方法を設けてほしい。（地域エネルギー供給計画の数値を用いる方法等も含む。）</li> <li>・需要家の影響を大きく受ける熱供給事業所については、基準排出量の算定対象年度について任意の年数を選択できる等の措置を検討していただきたい。</li> </ul>	<p>基準排出量については、第三計画期間までと同様に、「過去の排出実績に基づく方法」と「排出標準原単位に基づく方法」による設定を可能といたします。</p> <p>「過去の排出実績に基づく方法」により基準排出量を設定する場合、基準排出量の算定対象となる連続する3か年度のうち、標準的でないと認める年度については、各事業所の状況に応じて個別に判断する必要があります。</p> <p>なお、排出標準原単位が設定されていない熱供給事業所については、新たに、販売熱量の実績に熱の排出係数（第四計画期間においては0.060t-CO<sub>2</sub>/GJ）を乗じて基準排出量を算出することも可能とし、早期に高効率機器を導入した熱供給事業所の削減効果が反映できる仕組みを導入いたします。本仕組みは、営業時間の短縮・休業等の影響を考慮し、第三計画期間に基準排出量を設定する熱供給事業所から導入いたします。</p> <p>また、本制度は、単年度ごとではなく、各計画期間（5年間）の中で義務達成を目指すことができる仕組みであり、一時的な稼働率の変動（増減）がある場合にも、5年間での計画的な省エネ対策の実施や低炭素な電力及び熱の調達、再エネ由来証書の購入、排出量取引等を活用いただくことで、義務達成を目指していただけるものと考えております。</p>
3	<p>データセンターにおける排出量はテナントのIT負荷も含めた使用量にて算出している。今後、削減義務率が高くなる中で事業者側ではコントロールできないIT負荷を排出量に含んだままとされると削減義務の達成がより難しくなるためデータセンターにおける事業者での排出量の定義を再検討していただきたい。</p> <p>また、省エネ法では2022年度分の報告からIT負荷はテナントにて計上するように変更となっているので、他の法令とも整合を取ってほしい。</p>	<p>本制度では、設備機器等の増設の影響を受ける事業所の状況を踏まえ、制度導入当時より、機器増設等により一定以上の排出量増加がある場合には、基準排出量を変更することができる仕組みとしており、本仕組みは第四計画期間も継続いたします。</p> <p>また、第四計画期間においては、これまで実施している省エネ対策（高効率機器等への更新など）の継続に加え、未実施の運用対策、自動制御関係の対策による効率的なエネルギー利用の推進等の追加的な省エネ対策、再エネの導入（オンサイト及びオフサイト）、低炭素な電力及び熱の選択、再エネ由来証書等の活用や、第三計画期間からのバンキング、排出量取引等の多様な手段を活用いただくことにより、第四計画期間の削減義務率以上の削減を目指していただけるものと考えております。</p>

### 3. 削減義務率（17件）（非公表希望：1件）

No.	御意見の概要	都の考え方
1	<p>産業革命以降の地球の平均気温を 1.5 度以内におさえるという約束を守るためには、削減義務率をより高く設定する必要があると考えます。</p> <p>【計 4 件、以下同趣旨の御意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・義務率強化に賛成する。</li> <li>・より大きな削減義務率にすべき。</li> <li>・削減義務率を厳しくし、IPCC と整合を取るのとはとても良いと思うが、利益規模の概念を導入し、利益が大きい企業の事務所には更に目標を厳しくすることも検討してほしい。</li> </ul>	<p>東京都環境基本計画 2022 における都の 2030 年目標は、IPCC 第 6 次評価報告書（2022 年 4 月、第 3 作業部会報告書）等で示された、「1.5℃目標の達成のため、2025 年までに温室効果ガスの排出を減少に転じさせ、2030 年までに約半減させる必要がある」との目標水準を踏まえつつ、あらゆる分野で脱炭素行動を加速するための目標として設定したものです。</p> <p>また、2023 年 3 月の IPCC の第 6 次評価統合報告書では、1.5℃目標の実現には、2035 年までに 2019 年比で温室効果ガス 60%（CO<sub>2</sub>は 65%）の削減が必要であることが示され、この 10 年間に行う選択や実施する対策が、現在から数千年先まで影響を持つことが指摘されています。</p> <p>都は、エネルギーの大消費地の責務として、脱炭素行動を大胆に強化し、国内外における脱炭素社会の実現に向けて先導的な役割を果たすことが求められます。本制度においても、国内外の情勢や事業所の最新の動向などを踏まえ、脱炭素化を先導する実効性の高い制度として更に発展できるよう、引き続き検討を進めてまいります。</p>
2	<p>区分 I-1 の 50% という削減義務率は、再エネ利用で電気の排出係数が 0.3t-CO<sub>2</sub>/千 kWh 程度まで改善することを前提に達成可能と想定しているようだが、当社のように熱供給事業を営み温熱製造や電力ピークカット・節電協力のために都市ガスも相当量使用している事業者にとっては現実的には実施不可能な値である。電化率による緩和措置が検討されているが、対象は電化率 20%未滿の事業者と基準が厳しく、該当しても削減義務率 3%減少とごくわずかでしかない。すでに可能な限り使用量を削減している都市ガスについて、電気における再エネ電力に相当する評価制度がないのであれば、代わりに削減義務率の緩和措置を検討してほしい。</p>	<p>第四計画期間においては、事業所の年度排出量算定について、燃料使用量の算定に関わる排出係数を「実排出係数」へ移行するとともに、再エネ由来証書の利用による年度排出量の控除等、再エネ導入による義務履行手段を拡充いたします。また、都市ガスの排出係数については、国におけるガス及び熱の排出係数の検討状況も考慮し、運用方法を検討してまいります。</p> <p>なお、製造過程で蒸気が必要な業種、すでにコージェネレーションシステムで電熱利用を実施している事業所、系統電力が存在しない事業所等については、電化率が低いことから、電気の係数改善による削減余地が小さく、第四計画期間に電化可能な分野での電化を行っても、なお不利な状況となる可能性があります。特に、電化率 20%未滿の事業所は、全対象事業所の省エネ余地の平均と同程度の省エネ対策を実施し、2030 年に前提としている排出係数への改善を行った場合でも、3%程度の追加的な対策が必要な場合があります。</p> <p>そのため、第四計画期間に限り、電化率 20%未滿の事業所を対象に、再エネ電気調達等による電気の排出係数改善による削減余地差に応じて、削減義務率を 3%減少させる措置を導入いたします。</p>
3	<p>全エネルギー使用量に対する電気の使用割合が 20%未滿の事業所における削減義務率を 3%減少することについては、電気使用割合を 20%未滿に保つよう、非電力化が進む可能性があり、カーボニュートラル達成に逆行するため、なくすべきである。</p>	<p>なお、上記の要件として、設備の電化対応が困難な理由及び今後の設備の更新計画等の提出を求め、事業所ごとに削減義務率減少の妥当性を判断することを想定しております。</p>



No.	御意見の概要	都の考え方
4	<p>第四計画期間の削減義務率の設定について、特に商業施設等の複合用途の建築物を念頭においた場合は、やはり非常に高い設定と言わざるをえない。現状では、既存物件で50%もの削減を達成することは極めて難易度が高いものと想定され、省エネや再エネ転換のみならず、排出量取引での義務履行等を前提とした印象が否めない。用途ごとの制度設計、補助等の支援策等、継続的に検討をいただきたい。</p> <p>【計2件、以下同趣旨の御意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>削減率50%からバックキャストした新たな削減義務率の設定については、合理的な設備更新の周期や新規又は追加的な対策余地等を踏まえると非常にハードルが高いと考えられる。そのため、新たな支援の導入や義務履行手段の更なる拡充(条件付きでの経過措置など)をお願いしたい。</li> </ul>	<p>第四計画期間の削減義務率は、東京都環境基本計画 2022 における温室効果ガス排出量の産業・業務部門の削減目標（2000 年比約 50%削減）からのバックキャストを前提とし、各事業所の省エネ対策や再エネ利用による削減余地等を考慮して提示しております。</p> <p>これまでの検討会でお示ししたとおり、これまで実施している省エネ対策（高効率機器等への更新など）の継続に加え、未実施の運用対策、自動制御関係の対策による効率的なエネルギー利用の推進等の追加的な省エネ対策、再エネの導入（オンサイト及びオフサイト）、低炭素な電力及び熱の選択、再エネ由来証書等の活用や、第三計画期間からのバンキング、排出量取引等の多様な手段を活用いただくことにより、第四計画期間の削減義務率以上の削減を目指していただけるものと考えております。</p> <p>また、本制度は、単年度ごとではなく、各計画期間（5年間）の中で義務達成を目指すことができる仕組みです。事業所の設備更新計画や再生可能エネルギーの導入など総合的な対策コスト等を踏まえて、義務達成手段を柔軟に判断、選択することができる仕組みとなっております。</p> <p>なお、都では、「地産地消型再エネ増強プロジェクト」や「再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業」を通じて、事業者の再エネ設備の導入に必要な経費の一部を支援しています。</p>
5	<p>区分 I-2 の 48%は、地域冷暖房等から供給を受けるエネルギー量が 20%以上の事業所を一律に扱っているが、割合の高い事業所ほど排出係数の改善余地も小さく、極めて厳しい水準となっているため、よりきめ細かい削減義務率の設定を検討していただきたい。</p>	<p>第四計画期間においても、第三計画期間までと同様に、地域冷暖房等の熱を多く利用している事業所（区分 I-2）については、その特性を踏まえ、オフィスビル等（区分 I-1）とは別に分類して削減義務率を提示しております。</p> <p>事業所（区分 I-2）の削減義務率は、一般的に事業所全体のエネルギー消費量の約 3 割を占める主要な設備である熱源の設備更新等による削減が困難であることを考慮して、事業所から提出され</p>

No.	御意見の概要	都の考え方
	<p>【計3件、以下同趣旨の御意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分I-2の事業所は、再エネ電気調達等による排出係数改善等による大幅な削減を見込むことは難しいこともあり、2%という削減義務率の緩和措置の更なる緩和を要望する。</li> <li>・区分I-2の削減義務率について、トップレベル事業所である熱供給事業者から供給を受ける事業所に対して、削減義務率の緩和、新たなインセンティブの導入をしていただきたい。</li> </ul>	<p>た点検表データ等から、これまでの対策実施状況や設備保有状況を基に算定した第四計画期間までの省エネ余地の差（区分I-1との差：2%）を踏まえたものです。</p> <p>また、電化率の低い事業所の状況を考慮し、第四計画期間に限り、電化率20%未満の事業所を対象に、削減義務率を3%減少させる措置を新たに導入いたします。</p>
6	<p>今後のエネルギー供給や電源構成の見直しには不透明な点も多いことから、削減義務率については、電力供給側の状況（係数改善や再エネ調達・証書市場の動向）を踏まえつつ、柔軟に見直しを行っていただきたい。</p> <p>【計2件、以下同趣旨の御意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画期間の削減義務率は、実排出係数が改善することを前提として設定されています。実排出係数が予定通り改善しなかった場合、その点を考慮していただく必要があると考えますが、どのように制度設計される予定でしょうか。</li> </ul>	<p>第四計画期間の削減義務率は、東京都環境基本計画2022における温室効果ガス排出量（部門別目標2000年比約50%削減）の産業・業務部門の削減目標からのバックキャストを前提とし、各事業所の省エネ対策や再エネ利用による削減余地、電気の排出係数の不確実性等を考慮して提示しております。</p> <p>これまでの検討会でお示ししたとおり、これまで実施している省エネ対策（高効率機器等への更新など）の継続に加え、未実施の運用対策、自動制御関係の対策による効率的なエネルギー利用の推進等の追加的な省エネ対策、再エネの導入（オンサイト及びオフサイト）、低炭素な電力及び熱の選択、再エネ由来証書等の活用や、第三計画期間からのバンキング、排出量取引等の多様な手段を活用いただくことにより、第四計画期間の削減義務率以上の削減を目指していただけるものと考えております。</p> <p>また、本制度は、単年度ごとではなく、各計画期間（5年間）の中で義務履行を目指すことができる仕組みです。事業所の設備更新計画や再生可能エネルギーの導入など総合的な対策コスト等を踏まえて、義務達成手段を柔軟に判断、選択することができる仕組みとなっております。</p>
7	<p>再エネ利用等削減相当分（14%）の根拠が、第3回専門的事項等検討会で提示された、「再エネ電気調達等による電気の排出係数改善による削減余地」です。投入エネルギーがガス主体の施設（CGSで発電する施設を含む）には適さない根拠と思われるので再考をお願いします。</p>	<p>第四計画期間の削減義務率は、東京都環境基本計画2022における温室効果ガス排出量の産業・業務部門の削減目標（2000年比約50%削減）からのバックキャストを前提とし、各事業所の省エネ対策や再エネ利用による削減余地等を考慮して提示しております。</p> <p>第四計画期間においては、事業所の年度排出量算定について、燃料使用量の算定に関わる排出係数を「実排出係数」へ移行するとともに、再エネ由来証書の利用による年度排出量の控除等、再エネ導入による義務履行手段を拡充いたします。また、都市ガスの排出係数については、国におけるガス及び熱の排出係数の検討状況も考慮し、運用方法を検討してまいります。</p>

No.	御意見の概要	都の考え方
	<p><b>【計3件、以下同趣旨の御意見の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稼働当初から相応の再エネ導入を行う事業所においては、導入する再エネの取組内容も加味した形での削減義務率を検討いただきたい。</li> <li>・環境局は、地域分散型発電の推進の観点からCGS導入を推奨している。また、「新しい都市づくりのための都市開発諸制度活用方針」（都市整備局）に基づき、BCP対応で各社がCGS導入を検討しており、再考をお願いしたい。</li> </ul>	<p>また、第四計画期間に限り、電化率20%未満の事業所を対象に、再エネ電気調達等による電気の排出係数改善による削減余地差に応じて、削減義務率を3%減少させる措置を導入いたします。上記の要件として、設備の電化対応が困難な理由及び今後の設備の更新計画等の提出を求め、事業所ごとに削減義務率減少の妥当性を判断することを想定しております。</p> <p>なお、第四計画期間から義務履行手段として拡大するオフサイト再エネ（オフサイトPPA又は自己託送など）や低炭素な電力及び熱の選択、再エネ由来証書等の活用による再エネ導入効果については、基準排出量の算定から除外されるため、本制度の対象となる以前からのこれらの再エネ導入効果については阻害しないものと考えております。</p>
8	<p>非常に高い削減義務率を達成していくためには、省エネ効果の高い設備や電化、水素対応など、削減に資する設備への更新に対する支援制度が必要不可欠である。削減義務率厳格化と一体となった規制緩和・支援をご検討いただきたい。</p> <p>（太陽光パネルを設置に係る形態規制等の合理化＝再エネ利用促進区域制度の各自治体での早期運用等）</p> <p>次期削減率についてはこれまでの検討会で省エネ余地・再エネ利用等による達成の蓋然性も示されているが、既に一定の削減対策を講じている既存事業所については物理的・経済合理性を鑑みた対策を慎重に選択する必要がある、相応に高いハードルが存在するものと思料する。（設備機器の更新サイクル・テナント入居中の改修・投資予見性）</p> <p>削減義務履行に向けて各事業所に「更なる省エネ化への対応」を期待するのであれば、対象となる大規模非住宅建築物への“都独自”の改修促進（加速のための）支援策の創設・拡充も積極的にご提示頂きたい。（例：大規模事業所を対象とした部分改修に係る支援、複数年度対応/支援の通年受付。オフ</p>	<p>第四計画期間は、2030年カーボンハーフの実現に向け、省エネの深掘りと再エネ利用の拡大等を更に促進することとしております。</p> <p>これまで実施している省エネ対策（高効率機器等への更新など）の継続に加え、未実施の運用対策、自動制御関係の対策による効率的なエネルギー利用の推進等の追加的な省エネ対策、再エネの導入（オンサイト及びオフサイト）、低炭素な電力及び熱の選択、再エネ由来証書等の活用や、第三計画期間からのバンキング、排出量取引等の多様な手段を活用いただくことにより、第四計画期間の削減義務率以上の削減を目指していただけるものと考えています。</p> <p>また、本制度は事業所の設備更新計画や再生可能エネルギーの導入など総合的な対策コスト等を踏まえて、義務達成手段を柔軟に判断、選択し義務達成を目指すことができる仕組みとなっております。</p> <p>なお、都では、「地産地消型再エネ増強プロジェクト」や「再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業」を通じて、事業者の再エネ設備の導入に必要な経費の一部を支援しています。</p>



No.	御意見の概要	都の考え方
	<p>サイトからの再エネ調達に係る施設整備への支援継続等)</p> <p>【計2件、以下同趣旨の御意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高い省エネルギー性を有していて、運用改善等で削減義務を達成できない場合は、非化石証書等の証書購入が必要で費用負担に繋がるため、証書購入費用に見合うインセンティブの付与が必要です。</li> </ul>	

4. 新たに削減義務の対象となる事業所の取扱い（5件）（非公表希望：1件）

No.	御意見の概要	都の考え方																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1	<p>新規参入事業所については、当初より省エネ性能の高い設備機器の導入を行っているケースが多いため、開業後に更なる削減を求められても対応が難しいと思料される。新規参入事業所については、導入設備機器の省エネ性能などにも考慮した柔軟な削減義務率の設定をお願いしたい。</p> <p>【計4件、以下同趣旨の御意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最新の省エネ技術を使用した建物は削減余地が限られるため、更なる緩和措置を設けていただきたい。</li> <li>第四計画期間から削減義務の対象になった場合、2028年までは削減義務率が31%、2029年は削減義務率が41%となり、新しい施設は新築時に高効率な機器の導入、高い省エネルギー性を有している中、運用改善等では達成できない。</li> <li>従前の削減義務率（8%/6%）を5年間継続する形でないと、既存の事業所と不公平です。</li> </ul>	<p>新たに削減義務の対象となる事業所については、省エネ設備等が一定程度導入されている事業所が多いことや、建物の新築時には設計から竣工まで一定の時間を要することを踏まえ、第三計画期間までと同様に、削減義務率を段階的に適用いたします。</p> <p>2030年カーボンハーフの実現に向け、第四計画期間の削減義務率を「50%又は48%」とする中、新規参入事業所については、「過去の排出実績に基づく方法」に加え「排出標準原単位に基づく方法（2005～2007年度排出量ベース）」での基準排出量の設定も可能としたうえで、原則、第三計画期間の削減義務率（27%又は25%）に再エネ利用等による削減相当分を上乗せした削減義務率（41%又は39%）といたします。</p> <p>更に、第四計画期間から削減義務の対象となった事業所については、第二計画期間の削減義務率（17%又は15%）に再エネ利用等による削減相当分を上乗せした削減義務率（31%又は29%）を適用する経過措置を設定いたします。</p> <p>なお、当初から高効率設備等を導入している新規事業所であっても、事業開始後の実際の設備負荷等に合わせた適切な機器管理の実施や、基準排出量の算定から除外されるオフサイト再エネ（オフサイトPPA又は自己託送など）、低炭素な電力及び熱の選択、再エネ由来証書等の活用等による削減が可能と考えております。</p> <p style="text-align: center;"><b>【削減義務率の推移】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">計画期間</th> <th colspan="5">第一計画期間</th> <th colspan="5">第二計画期間</th> <th colspan="5">第三計画期間</th> <th colspan="5">第四計画期間</th> </tr> <tr> <th>H22 2010</th> <th>H23 2011</th> <th>H24 2012</th> <th>H25 2013</th> <th>H26 2014</th> <th>H27 2015</th> <th>H28 2016</th> <th>H29 2017</th> <th>H30 2018</th> <th>R1 2019</th> <th>R2 2020</th> <th>R3 2021</th> <th>R4 2022</th> <th>R5 2023</th> <th>R6 2024</th> <th>R7 2025</th> <th>R8 2026</th> <th>R9 2027</th> <th>R10 2028</th> <th>R11 2029</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存事業所</td> <td>8%/6%</td> <td>8%/6%</td> <td>8%/6%</td> <td>8%/6%</td> <td>8%/6%</td> <td>17%/15%</td> <td>17%/15%</td> <td>17%/15%</td> <td>17%/15%</td> <td>17%/15%</td> <td>27%/25%</td> <td>27%/25%</td> <td>27%/25%</td> <td>27%/25%</td> <td>27%/25%</td> <td>50%/48%</td> <td>50%/48%</td> <td>50%/48%</td> <td>50%/48%</td> <td>50%/48%</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">新規事業所</td> <td>第一計画期間の途中からの新規参入事業所</td> <td>8%/6%</td> <td>8%/6%</td> <td>8%/6%</td> <td>8%/6%</td> <td>17%/15%</td> <td>17%/15%</td> <td>17%/15%</td> <td>17%/15%</td> <td>17%/15%</td> <td>27%/25%</td> <td>27%/25%</td> <td>27%/25%</td> <td>27%/25%</td> <td>27%/25%</td> <td>50%/48%</td> <td>50%/48%</td> <td>50%/48%</td> <td>50%/48%</td> <td>50%/48%</td> </tr> <tr> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> </tr> <tr> <td>第二計画期間の途中からの新規参入事業所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> </tr> <tr> <td>指定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> </tr> <tr> <td>第三計画期間の途中からの新規参入事業所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> </tr> <tr> <td>指定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> <td>41%/39%</td> </tr> <tr> <td>第四計画期間の途中からの新規参入事業所</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> </tr> <tr> <td>指定</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> <td>指定</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※ 赤枠：第四計画期間の4年度目までは第二計画期間の削減義務率に再エネ利用等による削減相当分を上乗せした義務率（区分Ⅰ：31% / 区分Ⅱ：29%）を適用</p>	計画期間	第一計画期間					第二計画期間					第三計画期間					第四計画期間					H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	既存事業所	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	50%/48%	50%/48%	50%/48%	50%/48%	50%/48%	新規事業所	第一計画期間の途中からの新規参入事業所	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	50%/48%	50%/48%	50%/48%	50%/48%	50%/48%	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%	第二計画期間の途中からの新規参入事業所					指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%	指定					指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%	第三計画期間の途中からの新規参入事業所									指定	指定	指定	指定	指定	指定	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%	指定									指定	指定	指定	指定	指定	指定	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%	第四計画期間の途中からの新規参入事業所														指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定														指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定																指定	指定	指定	指定	指定	指定																指定	指定	指定	指定	指定	指定																指定	指定	指定	指定	指定	指定
計画期間	第一計画期間					第二計画期間					第三計画期間					第四計画期間																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029																																																																																																																																																																																																																																																																														
既存事業所	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	50%/48%	50%/48%	50%/48%	50%/48%	50%/48%																																																																																																																																																																																																																																																																														
新規事業所	第一計画期間の途中からの新規参入事業所	8%/6%	8%/6%	8%/6%	8%/6%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	17%/15%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	27%/25%	50%/48%	50%/48%	50%/48%	50%/48%	50%/48%																																																																																																																																																																																																																																																																														
	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%																																																																																																																																																																																																																																																																														
	第二計画期間の途中からの新規参入事業所					指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%																																																																																																																																																																																																																																																																														
	指定					指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%																																																																																																																																																																																																																																																																														
	第三計画期間の途中からの新規参入事業所									指定	指定	指定	指定	指定	指定	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%																																																																																																																																																																																																																																																																														
	指定									指定	指定	指定	指定	指定	指定	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%	41%/39%																																																																																																																																																																																																																																																																														
	第四計画期間の途中からの新規参入事業所														指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定																																																																																																																																																																																																																																																																													
	指定														指定	指定	指定	指定	指定	指定	指定																																																																																																																																																																																																																																																																													
																指定	指定	指定	指定	指定	指定																																																																																																																																																																																																																																																																													
																指定	指定	指定	指定	指定	指定																																																																																																																																																																																																																																																																													
																指定	指定	指定	指定	指定	指定																																																																																																																																																																																																																																																																													

## 5. 温室効果ガス排出量の算定のための CO<sub>2</sub> 排出係数（12件）（非公表希望：1件）

No.	御意見の概要	都の考え方																			
1	<p>電気・熱の排出係数が「実排出係数」になることは、供給側の省エネや再エネ利用努力が反映されることから望ましい変更であると考えます。</p> <p>ただし、需要家ごとに異なる電気や熱に対するニーズに細かく対応するためにも、「排出係数別」メニューを供給側が用意した場合には、契約しているメニューに応じた排出係数を需要家が使用できるようにしていただきたい。</p> <p>【計3件、以下同趣旨の御意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>熱の実排出係数算出に当たり、地点別・メニュー別の排出係数の設定とともに、電気と同じように調整前と調整後（非化石証書等の効果を反映）の排出係数としていただきたい。</li> <li>国の SHK 制度で検討されている熱のメニュー別実排出係数を設定できるようにしていただくとともに、熱の排出係数低減に係る費用を負担いただいているお客様へ適切に削減分を還元できるような制度としていただきたい。</li> </ul>	<p>第四計画期間からの年度排出量の算定においては、義務履行手段を柔軟に判断、選択し、排出削減を進めることができるよう、電気・熱等の排出係数は「実排出係数」での算定へ移行することとしております。</p> <p>電気の排出係数については、事業者の電力全体の排出係数とともに、メニュー別排出係数を用いた場合についても、算定対象とする予定です。</p> <p>また、熱の排出係数の算定にあたっては、都の「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度」や現制度の「低炭素熱供給事業者認定制度」の仕組みを活用するとともに、環境価値の充当等については、国におけるガス及び熱の排出係数の検討状況を考慮し、運用方法を検討してまいります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【電気の調達方法ごとの排出係数の取扱い】</b></p> <table border="1" data-bbox="900 683 2065 1088"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="900 683 1258 730">調達方法</th> <th data-bbox="1258 683 2065 730">調達方法ごとの排出係数の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="900 730 1093 836" rowspan="2">オンサイト (自家発電 ・自家消費、PPA)</td> <td data-bbox="1093 730 1258 778">化石燃料由来</td> <td data-bbox="1258 730 2065 778">・自家発電に使用した化石燃料使用量を基に算定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 778 1258 836">再エネ由来</td> <td data-bbox="1258 778 2065 836">・電気の排出係数は「<b>ゼロ</b>」 ・第三者認証のないバイオマス燃料で発電した電気は、「都内平均排出係数」を使用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="900 836 1093 973" rowspan="2">オフサイト (自己託送、PPA)</td> <td data-bbox="1093 836 1258 900">PPA</td> <td data-bbox="1258 836 2065 900">・再エネ設備で発電した電気の場合、電気の排出係数は「<b>ゼロ</b>」 ・第三者認証のないバイオマス燃料で発電した電気は、「都内平均排出係数」を使用</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 900 1258 973">自己託送</td> <td data-bbox="1258 900 2065 973">・自己託送した電気の単位供給量当たり排出係数を使用 (再エネ設備で発電した電気の場合は、排出係数は「<b>ゼロ</b>」)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="900 973 1258 1037">小売電気事業者等から購入</td> <td data-bbox="1258 973 2065 1037">・「東京都エネルギー環境計画書制度」で公表される電気供給事業者ごとの電気の排出係数を使用</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="900 1037 1258 1088">小売電気事業者等以外から購入</td> <td data-bbox="1258 1037 2065 1088">・発電（送電元）事業所が算定する排出係数を使用</td> </tr> </tbody> </table>	調達方法		調達方法ごとの排出係数の取扱い	オンサイト (自家発電 ・自家消費、PPA)	化石燃料由来	・自家発電に使用した化石燃料使用量を基に算定	再エネ由来	・電気の排出係数は「 <b>ゼロ</b> 」 ・第三者認証のないバイオマス燃料で発電した電気は、「都内平均排出係数」を使用	オフサイト (自己託送、PPA)	PPA	・再エネ設備で発電した電気の場合、電気の排出係数は「 <b>ゼロ</b> 」 ・第三者認証のないバイオマス燃料で発電した電気は、「都内平均排出係数」を使用	自己託送	・自己託送した電気の単位供給量当たり排出係数を使用 (再エネ設備で発電した電気の場合は、排出係数は「 <b>ゼロ</b> 」)	小売電気事業者等から購入		・「東京都エネルギー環境計画書制度」で公表される電気供給事業者ごとの電気の排出係数を使用	小売電気事業者等以外から購入		・発電（送電元）事業所が算定する排出係数を使用
調達方法		調達方法ごとの排出係数の取扱い																			
オンサイト (自家発電 ・自家消費、PPA)	化石燃料由来	・自家発電に使用した化石燃料使用量を基に算定																			
	再エネ由来	・電気の排出係数は「 <b>ゼロ</b> 」 ・第三者認証のないバイオマス燃料で発電した電気は、「都内平均排出係数」を使用																			
オフサイト (自己託送、PPA)	PPA	・再エネ設備で発電した電気の場合、電気の排出係数は「 <b>ゼロ</b> 」 ・第三者認証のないバイオマス燃料で発電した電気は、「都内平均排出係数」を使用																			
	自己託送	・自己託送した電気の単位供給量当たり排出係数を使用 (再エネ設備で発電した電気の場合は、排出係数は「 <b>ゼロ</b> 」)																			
小売電気事業者等から購入		・「東京都エネルギー環境計画書制度」で公表される電気供給事業者ごとの電気の排出係数を使用																			
小売電気事業者等以外から購入		・発電（送電元）事業所が算定する排出係数を使用																			

No.	御意見の概要	都の考え方																	
		<p style="text-align: center;"><b>【熱の調達方法ごとの排出係数の取扱い】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #f4a460;">調達方法</th> <th style="background-color: #f4a460;">調達方法ごとの排出係数の取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="background-color: #f4a460;">オンサイト (自家発熱 ・自家消費)</td> <td style="background-color: #f4a460;">化石燃料由来</td> <td style="background-color: #f4a460;">・自家発熱に使用した化石燃料使用量を基に算定</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f4a460;">再エネ由来</td> <td style="background-color: #f4a460;">・熱の排出係数は「<b>ゼロ</b>」 ・第三者認証のないバイオマス燃料で製造した熱は、「都内平均排出係数」を使用</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #f4a460;">オフサイト</td> <td style="background-color: #f4a460;">・自己託送した熱の排出係数を使用 (再エネ設備で製造した熱の場合は、排出係数は「<b>ゼロ</b>」)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #f4a460;">熱供給事業所から購入</td> <td style="background-color: #f4a460;">・東京都が公表する熱供給事業者ごとの熱の排出係数を使用</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="background-color: #f4a460;">熱供給事業所以外から購入</td> <td style="background-color: #f4a460;">・熱の供給元事業所が算定する排出係数を使用</td> </tr> </tbody> </table>	調達方法		調達方法ごとの排出係数の取扱い	オンサイト (自家発熱 ・自家消費)	化石燃料由来	・自家発熱に使用した化石燃料使用量を基に算定	再エネ由来	・熱の排出係数は「 <b>ゼロ</b> 」 ・第三者認証のないバイオマス燃料で製造した熱は、「都内平均排出係数」を使用	オフサイト		・自己託送した熱の排出係数を使用 (再エネ設備で製造した熱の場合は、排出係数は「 <b>ゼロ</b> 」)	熱供給事業所から購入		・東京都が公表する熱供給事業者ごとの熱の排出係数を使用	熱供給事業所以外から購入		・熱の供給元事業所が算定する排出係数を使用
調達方法		調達方法ごとの排出係数の取扱い																	
オンサイト (自家発熱 ・自家消費)	化石燃料由来	・自家発熱に使用した化石燃料使用量を基に算定																	
	再エネ由来	・熱の排出係数は「 <b>ゼロ</b> 」 ・第三者認証のないバイオマス燃料で製造した熱は、「都内平均排出係数」を使用																	
オフサイト		・自己託送した熱の排出係数を使用 (再エネ設備で製造した熱の場合は、排出係数は「 <b>ゼロ</b> 」)																	
熱供給事業所から購入		・東京都が公表する熱供給事業者ごとの熱の排出係数を使用																	
熱供給事業所以外から購入		・熱の供給元事業所が算定する排出係数を使用																	
2	<p>熱の実排出係数とは別にデフォルト係数を選択できるようにしていただきたい。 実排出係数がエラー値となってしまった場合や、実排出係数がデフォルト値を上回ってしまった場合は、デフォルト係数を適用できるようお願いいたします。</p>	<p>第四計画期間からの年度排出量の算定においては、電気と同様に、熱に関しても排出係数が「実排出係数」での算定へ移行することを踏まえて、使用した電気及び熱の排出係数が不明確な場合については、排出係数の把握が困難と認められる場合に限り、指定する代替値（当該年度の都内平均係数を想定）で算定することを考えております。 年度排出量の算定方法に関しては、引き続き、国の温対法の改正等を注視しながら、制度構築を進めてまいります。</p>																	
3	<p>CN 都市ガスの環境価値を熱の実排出係数に反映できるようにしていただきたい。複数のお客様より、電気は再エネ化しているものの、CN 都市ガスにより製造された熱の CN 化が制度上認められていないことによりビルとして CN 化が図れないといったご意見を定期的にいただきます。都市ガスを併用することで熱供給のレジリエンスが強化されることはご理解いただいておりますが、ビルが利用するエネルギーの完全 CN 化を理由に熱供給を導入せず個別空調を行うビルが増えると、エネルギーの面的利用が図れなくなります。トランジションとしての CN 都市ガスは地球規模で環境保全に貢献仕組みのため何らかの評価をお願いいたします。</p>	<p>第四計画期間は、2030 年カーボンハーフの実現に向け、省エネの深掘りと再エネ利用の拡大等を更に促進することとしております。 これまでの検討会でお示ししたとおり、これまで実施している省エネ対策（高効率機器等への更新など）の継続に加え、未実施の運用対策、自動制御関係の対策による効率的なエネルギー利用の推進等の追加的な省エネ対策、再エネの導入（オンサイト及びオフサイト）、低炭素な電力及び熱の選択、再エネ由来証書等の活用や、第三計画期間からのバンキング、排出量取引等の多様な手段を活用いただくことにより、第四計画期間の削減義務率以上の削減を目指していただけるものと考えております。 カーボンニュートラルガスについては、新興国等における森林等の環境保全プロジェクトにより創出された民間認証クレジットで CO<sub>2</sub> 排出量を相殺したガスであると認識しております。本制度は、エネルギーの需要側を対象とする制度として、大規模事業所の CO<sub>2</sub> 排出総量の削減を目的としていること、並びに国内の温室効果ガス削減への寄与、エネルギーの削減及び再エネの推進を重視</p>																	



No.	御意見の概要	都の考え方
	<p><b>【計4件、以下同趣旨の御意見の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域冷暖房・CGSにより災害時のレジリエンス（BCP）を含めた地域エネルギー施策に貢献している事業者が制度上不利益を被ることのないよう、「CN都市ガス」を義務履行手段に追加するなど柔軟な運用を検討していただきたい。</li> <li>・「省エネ」「レジリエンス」には大きな寄与をするものの、その代替手段が存在していない大規模な「都市ガスの活用シーン」について、例えば「CNガス」を削減量として暫定的・部分的に採用・評価する等、先導的な運用方法を継続して検討いただきたい。</li> <li>・都市ガスについての制度が何もなく、極限まで削減しても相当量使用せざるを得ない事業者にとって極めて不公平であり、カーボンニュートラルLNGの評価など都市ガスに関する制度も取り入れてほしい。</li> </ul>	<p>する観点から、森林等によるCO<sub>2</sub>吸収を評価する仕組みを導入しておらず、第四計画期間も同様の取扱いといたします。</p>
4	<p>改正省エネ法における「電気の需要の最適化」に協力するためにデマンドレスポンス等を行った結果、トータルの電力使用量増加となった場合、これに対する緩和措置（デマンドレスポンス使用電力の係数減少）を設けていただきたい。</p>	<p>エネルギーの需要側が、電気の供給状況に応じて需要量を増減させるデマンドレスポンスの重要性が高まっていることは認識しております。ただし、本制度は事業所におけるCO<sub>2</sub>排出総量の削減を目的とした制度であるため、実際に使用した電気量等に基づき排出量を算定いたします。今後も、デマンドレスポンスに関する国内の検討状況等を注視し、本制度への対応を含め検討してまいります。</p>
5	<p>「第四計画期間に使用する排出係数の設定 ①電気」について、環境価値を適切に反映した排出係数利用を明確化して頂きたい。  原案：「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を使用  修正案：「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値（調整後実績値）を使用</p>	<p>第四計画期間からの電気の排出係数が実排出係数での算定へ移行することに合わせて、「東京都エネルギー環境計画書制度」において、事業者の電力全体の排出係数及びメニュー別排出係数について報告対象とする予定です。  本制度においても、事業者の電力全体の排出係数とともに、メニュー別排出係数を用いた場合についても、算定対象とする予定です。  引き続き、国の温対法の検討状況等も注視しながら、環境価値の充当方法を含め、本制度における対応を検討してまいります。</p>

No.	御意見の概要	都の考え方
	<p>【計2件、以下同趣旨の御意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 排出係数がゼロとなる電力メニューは、実排出係数ゼロとして都条例の適用としていただきたい。</li></ul>	

6. 原油換算エネルギー使用量の算定のための単位発熱量及び一次エネルギー換算係数（2件）（非公表希望：1件）

No.	御意見の概要	都の考え方
1	<p>電気および熱の一次エネルギー換算係数において、再エネ率の高い電力を使用した場合においても排出係数が全電源で統一されてしまう。</p> <p>一般的な性能比較用の係数以外に低炭素電力を加味した係数を設けて運用していただきたい。</p>	<p>本制度においては、制度の対象となる事業所の要件（原油換算エネルギー使用量：1,500kL以上）を算定する際は、再エネ電気等の利用にかかわらず、改正省エネ法で定める電気の一次エネルギー換算係数（第四計画期間から全電源平均係数）を使用することを考えております。なお、年度排出量を算定する際には、実際に使用した電気量等に基づき、低炭素の電力を評価しています。</p> <p>今後も、国の省エネ法の改正状況等を注視し、本制度における対応を含め検討してまいります。</p>

## 7. 低炭素電力・熱の選択の仕組み及び高効率コジェネの取扱い（3件）（非公表希望：1件）

No.	御意見の概要	都の考え方
1	<p>第四計画期間からは更に「実排出係数」を使用可能とする制度変更が図られることで、熱供給事業者の脱炭素化の取組・成果が反映されることになるため、熱供給を使用購入する事業者としても、前向きに賛同するところである。</p> <p>【計2件、以下同趣旨の御意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実際のCO<sub>2</sub>排出量と整合が取れた、低炭素電力、低炭素熱、高効率コジェネが評価される改正案であり、適切な改定だと考える。</li> </ul>	<p>第二、第三計画期間では、事業所の低炭素電力、低炭素熱の選択行動を促すため、「低炭素電力・熱の仕組み」を導入するとともに、高効率のコージェネレーションシステムから受け入れる電気・熱の排出係数を評価する仕組みを導入しております。</p> <p>第四計画期間においては、再エネ利用による排出量削減方法の多様化を踏まえ、多様な手段による排出量削減により、2030年カーボンハーフ達成を目指していく制度とする必要があります。</p> <p>また、都内への再エネ導入を一層拡大する観点から、需要側から再エネ利用を促進する制度として機能することが求められます。このため、電気及び熱の排出係数を「実排出係数」へ移行いたします。</p>



## 8. 再エネの取扱い（11件）（非公表希望：2件）

No.	御意見の概要	都の考え方
1	<p>再エネ自家消費による削減効果について、1.5倍換算を廃止することは致し方ないと思うものの、再エネ設備導入に向けたモチベーション維持のために、利用しやすい補助金の充実など、その他の施策によるインセンティブの継続をお願いしたい。</p> <p>【計2件、以下同趣旨の御意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンエネルギー導入に際し、大きなインセンティブを付与してほしい。</li> </ul>	<p>第三計画期間においては、新規の再エネ設備の拡大等の観点から、事業所内に設置した再エネ発電設備で発電した電気を自家消費した場合、排出量の算定において削減効果を1.5倍換算しておりました。</p> <p>第四計画期間においては、再エネ利用による排出量削減方法の多様化を踏まえ、多様な手段による排出量削減により、2030年カーボンハーフ達成を目指していく制度とする必要があります。</p> <p>また、都内への再エネ導入を一層拡大する観点から、需要側から再エネ利用を促進する制度として機能することが求められます。このため、電気及び熱の排出係数を「実排出係数」へ移行するとともに、再エネ導入による義務履行手段を拡充いたします。同時に、より実態に即した正確な排出量を算定する観点から、削減効果の1.5倍換算については、第三計画期間限りとしたします。</p> <p>なお、都では、「地産地消型再エネ増強プロジェクト」や「再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業」を通じて、事業者の再エネ設備の導入に必要な経費の一部を支援しています。</p>
2	<p>年度排出量への再エネ自家消費による削減効果について、実態に即した正確な排出量を算定する観点から、オンサイトで発電した電気を自家消費した場合の削減効果を「1.5倍」とする現行の仕組みを廃止することが示されているが、新築の条例改正に伴う設置義務基準の設定等、東京都としてまずはオンサイトでの再エネ設備設置を優先する意思があるとするれば、事業者の積極的なオンサイト設置に繋がる動機付け・後押しは必要ではないかと考える（新築時の積極的な設置の動機付けともなり得る）。単純に削減効果の積み増しを廃止とするだけでなく、事業者の取組による自家消費の増加＝削減への寄与については、新築時の設置促進、既存の設置難易度も加味した優遇措置を継続的に検討いただきたい。</p>	

No.	御意見の概要	都の考え方
3	再エネ由来の証書を制度対象事業者が調達した場合、GHG プロトコルに倣い、CO <sub>2</sub> 排出量換算ではなく、kWh でエネルギー使用量から直接控除してはどうか。	第四計画期間においては、電気・熱の排出係数について「実排出係数」へ移行するとともに、第四計画期間に限り、電化率の低い事業所の再エネ由来証書の利用を考慮し、排出量を上限に、再エネ由来証書が有する CO <sub>2</sub> 削減効果を年度排出量から直接控除いたします。今後も、国内外の情勢や、熱の脱炭素化に向けた技術革新の動向等を注視してまいります。
4	年度排出量に利用する場合のグリーンエネルギー証書には、非化石証書と同様にバイオマス比率の制約はないと理解してよいか。	第四計画期間においては、年度排出量算定における再エネ由来の証書の利用については、グリーンエネルギー証書及び非化石証書ともに、証書に記載の電力量に指定する値（当該年度の都内平均係数を想定）を乗じた値を控除できる仕組みを導入いたします。また、本制度において利用可能な再エネのうち、バイオマスについては、持続可能性が担保されていることが確認できる燃料由来の電気・熱を使用した場合に限り対象とすることを考えております。バイオマスにおける持続可能性の確認にあたっては、燃料の種類や発電設備等の電源の属性情報等を特定する必要があることから、国内の検討状況等も注視し、引き続き、制度構築を進めてまいります。
5	「再エネ由来の証書による CO <sub>2</sub> 削減効果」が年度排出量を上回った場合、上回る部分については翌年度以降にバンキングまたは再エネクレジットとして発行申請することは可能か。	年度排出量に充当できる再エネ由来証書の削減量は、充当する年度の年度排出量を上限としており、「再エネ由来の証書による CO <sub>2</sub> 削減効果」が年度排出量を上回った場合、その上回る部分については超過削減量とすることはできません。また、バンキングの対象となる超過削減量の創出対象については、省エネ設備の導入や運用改善等の省エネ対策に加えて、再エネ設備の導入による事業所の更なる排出削減を後押しする観点から、追加性の高い再エネ利用（オンサイト・オフサイト）相当量といたします。なお、年度排出量の充当に使用した再エネ由来証書は、環境価値の二重利用を防ぐため、再エネクレジットとして発行することはできません。そのため、再エネ由来証書の利用にあたっては、年度排出量への充当又は再エネクレジットとしての利用のいずれかを選択していただくことになります。
6	再エネの取扱いについては、再エネ調達・証書市場の動向を踏まえながら、今後とも、柔軟かつ機動的に履行手段の追加・拡充等を行って頂きたい。	これまでの検討会でお示ししたとおり、第四計画期間においては、事業所外からの再エネの導入、低炭素な電力及び熱の選択、再エネ由来証書の活用等、再エネ導入による義務履行手段を拡充いたします。将来の国内外の情勢や事業所の動向などを踏まえ、今後も脱炭素化を先導する実効性の高い制度として更に発展できるよう、検討を進めてまいります。

No.	御意見の概要	都の考え方
7	<p>再エネ化の対応として、建築物の特性に合わせた様々な手法を検討し採用を進めている中、非化石証書による電力再エネ転換・活用について、第四計画期間から年度排出量の控除量として認められるようになる点は、RE100との整合の観点からも理解しやすくなったと考える。</p> <p>一方で、新たな「超過削減量」の創出方法において、省エネや再エネの導入に重きを置くという説明により、非化石証書のうち「超過削減量」として算出できるものはオフサイト由来のものに限定して認める制度設計になっているが、その他の非化石証書においても、一定の条件を満たすものについては超過削減量として認めることにする等、継続的かつ柔軟な検討を希望する。</p>	<p>本制度では、エネルギー消費量を可能な限り削減するとともに積極的に再エネを利用することにより、事業所におけるCO<sub>2</sub>の排出総量を削減することを目的としております。第四計画期間においては、2030年カーボンハーフ、2050年ゼロエミッションの実現に向け、これまで以上に、省エネ対策の深掘りと再エネ利用の拡大による、事業所からの排出総量のより一層の削減を促進することといたします。</p> <p>そのため、省エネ設備の導入や運用改善等の省エネ対策に加えて、再エネ設備の導入による事業所のさらなる排出削減を後押しする観点から、追加性の高い再エネ利用（オンサイト・オフサイト）相当量を超過削減量の創出対象とすることといたします。</p> <p>2050年ゼロエミッションの実現には、継続的な排出量の削減が必要です。超過削減量については、今回提案した創出方法とする案で、皆様の御理解、御協力をいただきたいと思います。</p>
8	<p>今後データセンターで消費される電気について再エネ化を検討しているものの、IT負荷についてはテナントにて独自に再エネ調達を行っている場合もあり、またテナントにて再エネ調達を行っていることを証明することも難しい(証書などの共有が不可)ため、再エネ化したくともできないIT負荷が一定量発生することが予想されています。そのため第四計画期間以降はデータセンター事業者の排出量はIT負荷分を除いた使用量からの算出とさせていただきます。</p> <p>IT負荷の使用量を第三者検証でどのように証明するかも課題ですがご検討をお願いします。</p>	<p>本制度では、設備機器等の増設の影響を受ける事業所の状況を踏まえ、制度導入当時より、機器増設等により一定以上の排出量増加がある場合には、基準排出量を変更することができる仕組みとしており、本仕組みは第四計画期間も継続いたします。</p> <p>また、第四計画期間においては、これまで実施している省エネ対策（高効率機器等への更新など）の継続に加え、未実施の運用対策、自動制御関係の対策による効率的なエネルギー利用の推進等の追加的な省エネ対策、再エネの導入（オンサイト及びオフサイト）、低炭素な電力及び熱の選択、再エネ由来証書等の活用や、第三計画期間からのバンキング、排出量取引等の多様な手段を活用いただくことにより、第四計画期間の削減義務率以上の削減を目指していただけるものと考えております。</p>

9. 排出量取引で取り扱うクレジット等（11件）（非公表希望：1件）

No.	御意見の概要	都の考え方
1	<p>新たな「超過削減量」の創出方法において、省エネや再エネの導入に重きを置くという説明により、非化石証書のうち「超過削減量」として算出できるものはオフサイト由来のものに限定して認める制度設計になっているが、その他の非化石証書においても、一定の条件を満たすものについては超過削減量として認めることにする等、継続的かつ柔軟な検討を希望する。</p> <p><b>【計6件、以下同趣旨の御意見の概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・非化石証書は超過削減量の算出方法としては認められていないので、改善をお願いしたい。</li> <li>・電気や熱の排出係数改善は供給側の行動結果ではあるが、需要側のコスト増などの可能性もあるため、第三計画期間までと同様のクレジット発行にしていきたい。</li> <li>・デマンドレスポンスの評価について、上げDRに関しては再エネ導入量の拡大に寄与することから、超過削減量の効果に含める等の運用を検討していきたい。</li> <li>・超過削減クレジット創出対象の拡充をお願いしたい。</li> </ul>	<p>本制度では、エネルギー消費量を可能な限り削減するとともに積極的に再エネを利用することにより、事業所におけるCO<sub>2</sub>の排出総量を削減することを目的としております。第四計画期間においては、2030年カーボンハーフ、2050年ゼロエミッションの実現に向け、これまで以上に、省エネ対策の深掘りと再エネ利用の拡大による、事業所からの排出総量のより一層の削減を促進することとしております。</p> <p>第四計画期間では再エネでの義務履行方法を拡充するため、再エネ割合の高い電力の契約や再エネ由来証書の購入によって排出量を大幅に削減し、超過削減量が創出されるケースも想定されますが、第四計画期間においては、省エネ設備の導入や運用改善等の省エネ対策に加え、再エネ設備の導入による事業所のさらなる排出削減を後押しする観点から、再エネについては、追加性の高い再エネ（オンサイト・オフサイト）相当量を超過削減量の創出対象とすることといたします。</p> <p>なお、併せてエネルギー供給側の対策として、エネルギー環境計画書制度も強化しております。2050年ゼロエミッションの実現には、継続的な排出量の削減が必要です。超過削減量については、今回提案した創出方法とする案で皆様の御理解、御協力をいただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;"><b>【新たな超過削減量の創出方法】</b></p>



No.	御意見の概要	都の考え方
2	<p>クレジットとして発行できる超過削減量の上限を基準排出量の65%から削減義務量を減じて得た量と定めているが、省エネ対策及び再エネによる「早期削減」を促すためには、早期に取り組んだ評価を適正に反映するよう65%の上限を撤廃していただきたい。</p>	<p>超過削減量の発行上限は、本制度の構築時に、削減対策によらずに排出量が大幅に減少した事業所に過大な利益が生じないようにすべき、との皆様からいただいた御意見を基に、制度開始当初から設定をしております。この当初の考え方を、第四計画期間においても継続することを考えております。</p> <p>超過削減量の発行上限の水準については、第三計画期間までの「基準排出量の1/2(50%)」のままでは、削減義務率が50%以上となる場合に超過削減量が創出されないため、第四計画期間では、さらなる省エネ対策及び再エネ利用を促進し、2030年の目標排出量(削減率64.2%)への早期到達を促すため、基準排出量の「65%」に変更することといたします。</p> <p>なお、省エネ・再エネによりゼロエミッション化を目指す事業所を認定することとしている第四計画期間からのトップレベル事業所認定の仕組みにおいては、この発行上限を撤廃することとしております。</p>
3	<p>排出量取引制度については、現状需要と供給のバランスが悪く、制度として有効に機能しているとは言い難い。事業者同士の相対取引を前提としているが、東京都も取引に加わる等、利便性の高い取引の仕組みを準備していただきたい。</p> <p>【計2件、以下同趣旨の御意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場取引の活性化について要望する。</li> </ul>	<p>排出量取引制度は、皆様が経済的及び技術的に実施可能な対策を積極的に検討し、それらの実施により見込まれる削減量を算定した後に、当該削減量が削減義務量に不足する量について調達するための、排出削減を補完する仕組みです。</p> <p>都は、これまでも、排出量取引に関する説明会の定期的な実施、取引の参考となる査定価格の公表、専用相談窓口での個別相談受付や、取引を希望する皆様のセミナーでのマッチング機会の提供等を実施してきました。更に今年度は、専用システム上のクレジットの売買意向を確認できる機能をより使いやすく改良いたしました。</p> <p>今後も、円滑な排出量取引が可能となるよう、取引を希望する皆様の支援を継続してまいります。</p>
4	<p>超過削減量の創出は各事業所の努力の賜物であるので有効期限を設けることなく活用できるよう制度改正をお願いしたい。</p> <p>【計2件、同趣旨の御意見あり】</p>	<p>本制度は、単年度ごとではなく、各計画期間(5年間)の中で義務を履行することとしており、当期の削減義務率以上に削減を進める「早期削減」を促進する観点から、省エネ投資等の成果(超過削減量等)を、当期の排出量取引だけでなく翌期の義務履行や排出量取引にも活用できる「バンキング」の仕組みを、制度開始当初より導入しています。</p> <p>一方、「早期削減」を促すと同時に、脱炭素社会の実現に向けて「継続的な追加削減」を推進していただく必要もあり、バンキングについては、2050年に向けた追加的な排出削減への影響も考慮し、第四計画期間においても「翌期に限る仕組み」とする案で、皆様の御理解、御協力をいただきたいと思います。</p>

No.	御意見の概要	都の考え方
5	<p>バイオマス燃料の持続可能性が担保されていることの確認方法について、国の議論の状況等を踏まえ引き続き検討とあるが、国の議論の対象はFIT制度ではないか。また、国内においてバイオマス燃料の第三者認証スキームが確立していないのではないか。</p>	<p>バイオマス燃料の利用については、燃料利用の他の用途との競合や、森林破壊や生物多様性への悪影響等が懸念されるものもあり、問題のある燃料が継続的に利用された場合、将来にわたって悪影響が拡大するおそれがあることから、再エネクレジット（環境価値換算量・その他削減量）の発行対象としては、持続可能性が担保されていることが確認できる燃料由来の電気・熱によるものとするを考慮しております。</p> <p>バイオマス燃料の利用における持続可能性の確認方法については、国内の検討状況等も注視し、引き続き、制度構築を進めてまいります。</p>
6	<p>埼玉県は目標設定型排出量取引制度では、森林のCO<sub>2</sub>吸収量のクレジット（森林吸収クレジット）を目標達成に当たって使用できる。東京都の総量削減義務と排出量取引制度は、埼玉県の制度と連携させているが、埼玉県の制度で使用できる森林吸収クレジットを東京都の制度で使用できない理由は何か。</p>	<p>本制度は、エネルギーの需要側を対象とする制度として、大規模事業所のCO<sub>2</sub>排出総量の削減を目的としたエネルギー消費量の削減及び再エネ利用の推進を重視していることから、森林等によるCO<sub>2</sub>吸収を排出削減量として評価する仕組みを導入しておらず、第四計画期間も同様の取扱いといたします。</p>
7	<p>東京都では、カーボンニュートラルを効果的に進めるため、都内の中小企業等の脱炭素化に向け、市場に提供するJ-クレジットの創出又は購入までの取組の支援を行っているにもかかわらず、J-クレジットを排出量取引で取り扱うことができない理由は何か。キャップ&amp;トレード制度を「再エネ利用拡大」を促進する制度に改正するのであれば、特に再エネ電力や再エネ熱由来のJ-クレジットを排出量取引で利用できない合理的な理由を教えてください。</p>	<p>J-クレジット（再エネ）については、家庭等に設置された再エネ設備の発電電力の自家消費分について、電力の取引又は証明に使用される計量器での計量によらずに発行が可能なクレジットが相当量発行されております。これらの家庭等における電力の自家消費分の環境価値については、CO<sub>2</sub>排出総量の厳密な管理が困難であることや、産業・業務部門、家庭部門それぞれの削減を通じて、都内全体での排出削減を促進する観点から、J-クレジット（再エネ）の本制度への導入は予定しておりません。</p> <p>なお、第四計画期間から新たに、制度上の義務履行の手段であるかを問わず、中小企業等を含むサプライチェーンにおける排出削減の取組など、事業所のさまざまな脱炭素化に向けた取組の報告及び公表を可能といたします。</p>

## 10. その他ガス削減量の取扱い（0件）

No.	御意見の概要	都の考え方
1	御意見なし	

## 11. 特定テナント等事業者（2件）（非公表希望：0件）

No.	御意見の概要	都の考え方
1	<p>特定テナントの評価シートで排出実績による評価点の算出が面積当たりの排出量となっていますが、データセンターの場合は効率化のための集約化が進んでおり年々面積当たりの使用量が増加しているため評価方法とは真逆の方向となっています。また、データセンターでの使用量は基本的に年数を追うごとに増えていくため基準年度が特定テナントに該当した初年度に固定されてしまうと基準年度に対して使用量の削減は難しくなります。評価点による罰則などはないものの評価点を気にされるテナントもいるため評価方法の見直しをご検討ください。</p>	<p>第四計画期間では、事業所の省エネ対策の深掘りと再エネ利用を促進するため、特定テナント等についても、燃料使用に伴う排出量の算定を実排出係数により行うことや、再エネ利用による排出削減の取組をテナント点検表の評価項目へ反映する等の見直しを考えております。特定テナント等事業者の具体的な評価基準や評価方法等については、テナント事業者の皆様の排出削減に向けた取組実態を可能な限りにおいて反映できるよう検討を進めてまいります。</p>
2	<p>特定テナント等事業者の評価項目や評価点の見直しは、現場事業者の集計負担増とならないような制度設計を引き続き検討していただきたい。</p>	<p>これまでの制度運用において、皆様からの御意見を踏まえて、提出書類や地球温暖化対策計画書等の作成の簡素化、手続の見直し等を行ってきました。第四計画期間の制度の見直しに当たっても、入力内容が自動的に様式に反映されるツールを整備する等、事業者の皆様への負担に配慮しながら検討してまいります。</p>

## 12. 目標設定・取組状況等の報告・公表（3件）（非公表希望：1件）

No.	御意見の概要	都の考え方
1	<p>報告事項の追加・手続きについては、改正省エネ法に基づく定期報告書の見直しと平仄を合わせるなど、事業者の事務負担増が生じないよう十分に配慮していただきたい。</p> <p>【計2件、以下同趣旨の御意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正省エネ法に基づく定期報告書と、報告内容の統一化を図ってほしい。</li> </ul>	<p>再エネ利用に係る情報も含め、報告・公表内容の拡充にあたっては、改正省エネ法の報告内容も参考に、制度対象事業者の負担に配慮しながら、報告の仕組みや報告様式等を検討してまいります。</p> <p>なお、第四計画期間からは、既存建物の環境パフォーマンスについて、地域の建物ストックの上位と比較したCO<sub>2</sub>排出レベルや建物のエネルギー効率性等のレベルを注目する動きも出てきていることなどを踏まえ、事業所と都による公表内容を拡充することにより、投資家・金融機関、取引先等からの評価にもつなげ、気候変動に関連した情報開示等に積極的に取り組む事業所を後押ししてまいります。</p>

### 13. トップレベル事業所認定の仕組み（16件）（非公表希望：4件）

No.	御意見の概要	都の考え方
1	<p>IV.4.2. 【デマンドレスポンスに対応した設備の導入】について、上げDRが「蓄熱槽の利用」を、下げDRが「CGSの利用」を評価対象に含める設備となることを希望いたします。</p> <p>また、その評価認定容量基準がありましたら、早々のご提示をいただきたく思います。</p>	<p>エネルギーの需要側が、電気の供給状況に応じて需要量を増減させるデマンドレスポンスの重要性が高まっており、第四計画期間のトップレベル事業所認定制度においては、従来からの省エネ対策に加え、積極的な再エネ利用を評価する観点から新たに上げデマンドレスポンスに対応した設備の導入やZEV充電設備の整備を評価に加えます。また、小売電気事業者等とのインセンティブ型のデマンドレスポンス契約等も評価項目に加えることとしております。</p> <p>デマンドレスポンスに対応する具体的な設備の種類や規模等の要件については、国内の検討状況や技術開発動向等も注視しながら、認定ガイドラインで早期にお示しできるよう、検討を進めてまいります。また、技術開発動向や国内の普及状況等に応じて、第四計画期間中にも、認定ガイドラインの基準等を見直してまいります。</p>
2	<p>第四計画期間からのトップレベル認定では削減義務率緩和が原則なしとされている。第三計画期間認定事業者に対する経過措置との一貫性がない点で制度として問題がある。</p> <p>第四計画期間からのトップレベル認定も見据えて4～5年前から費用をかけ設備更新を着工したのに、これでは梯子を外されることになる。CO<sub>2</sub>削減は事業者にとって短期間でできるものではなく、長い期間と莫大な費用がかかるものであることを理解していただきたい。第一計画期間から第三計画期間まで継続してきた義務率緩和は、第四計画期間も継続すべきである。</p> <p>【計10件、以下同趣旨の御意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第四計画期間初年度に再認定を受けたのち、第四計画期間途中で大規模な設備変更により再検証を受ける場合は、途中から削減義務率の減少無しになってしまう。緩和措置を設けていただきたい。</li> </ul>	<p>トップレベル事業所認定制度では、制度開始当初より、主に省エネにおける取組が特に優良な事業所を認定し、認定事業所には削減義務率の減少を認めてきました。しかし、現在、気候変動の影響が深刻化し、全世界で迅速かつ大幅な排出削減、ゼロエミッションに向けた取組が求められるようになるとともに、再エネの利用手法が多様化し、省エネだけでなく再エネ利用による排出削減が拡大してきております。そのため、制度対象事業所の対策をより高い水準に引き上げるための牽引役としても期待をしているトップレベル事業所の第四計画期間の目標像として、「事業所のゼロエミッション化の実現に向け、省エネ・再エネ両面から自律的に取組を推進するとともに、地域や将来世代にも繋がるような取組を積極的に推進する事業所」を掲げ、ゼロエミッション化への取組を促進することといたしました。</p> <p>削減義務率に関しては、排出削減の手法が多様化する中、第四計画期間もすべての新規制度対象事業所への削減義務率の段階適用を継続する*こと、これまでの認定事業所の削減実績は認定されていない事業所と同様の分布での削減率であること、今後、ゼロエミッション化に向けて省エネ・再エネ両面から排出削減を進める事業所をトップレベルに認定するという考え方を踏まえ、削減義務率の減少措置は原則として廃止することといたします。</p> <p>※第四計画期間から新たに制度対象となる事業所の削減義務率</p> <p>(2025～2028年度に対象) 区分Ⅰ-1 31%、区分Ⅰ-2及び区分Ⅱ 29%</p> <p>(2029年度に対象) 区分Ⅰ-1 41%、区分Ⅰ-2及び区分Ⅱ 39%</p> <p>一方、削減義務率の減少措置をすべて廃止すると、現在の認定事業所の削減計画への影響が想定されることから、経過措置を提案いたしました。事業所の皆様から、既に第四計画期間での認定</p>



No.	御意見の概要	都の考え方																																																																																																		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップレベル事業所の認定や維持には、コストや業務量の負担が大きい為、削減義務率について、第三計画期間と同様の取扱い継続をしていただきたい。</li> <li>・減少措置がないとすると、今後の削減義務を考慮し建設時から省エネ対応を実施せずに、徐々に削減すればよいという発想が生まれてしまう。トップレベル事業所の削減義務率の減少措置は継続いただきたい。</li> <li>・削減義務率の減少の廃止及び現行認定事業所の義務率減少比率の縮小は、新規・既設を問わず認定を検討している事業所に対して、特にビル以外の業態に対しては、不動産価値向上には関係はなく、影響が極めて大きい。トップレベル事業所の削減義務率の減少措置は継続いただきたい。</li> <li>・第四計画期間からの新規事業所も削減義務率の緩和措置をお願いしたい。</li> <li>・第三計画期間初年度に認定取得した物件以外はCO<sub>2</sub>排出量削減義務率減少が無くなることとなっている。2050年ゼロエミッション達成のためにさらなるCO<sub>2</sub>削減が必要なことは重々承知しているが、トップレベル取得・継続は業務負担が非常に大きく、高額な費用も発生しており、再度ご検討いただきたい。</li> <li>・改定により、超過削減量の上限撤廃となるが、第四計画期間から義務率も上がり創出が難しく、取得のメリットを感じられない。現状の削減義務率の緩和を強く要望する。</li> </ul>	<p>や再認定を目指して準備を進めていること等により、第四計画期間での削減義務率減少措置の拡充を希望する御意見を複数いただきました。</p> <p>トップレベル認定に必要な大規模な高効率設備等の更新や運用対策等の実施には、一定の時間を要することは事実です。また、既に第四計画期間の認定に向けて設備更新等の対策を進めている場合、事業所の削減計画への影響という点では、現時点での認定有無に関わりなく同等と考えられます。</p> <p>そのため、皆様からの御意見を踏まえ、経過措置として提案した内容に加え、既認定事業所が第四計画期間中に継続して再認定された場合、及び、第四計画期間の制度検討が始まる前から、既に制度対象となっている事業所が第四計画期間のトップレベル認定を目指した設備更新等の設計・工事等を計画・実施しており、その事実が確認可能な文書を添えて申請・認定された場合も、第四計画期間に限り、削減義務率の減少を認めることといたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【第四計画期間のトップレベル認定による削減義務率等の取扱い】</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="5">第三計画期間</th> <th colspan="5">第四計画期間</th> </tr> <tr> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> <th>2024</th> <th>2025</th> <th>2026</th> <th>2027</th> <th>2028</th> <th>2029</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2020年度認定の場合</td> <td colspan="5">削減義務率減少率1/2(3/4)</td> <td colspan="5">削減義務率減少率3/5(4/5)</td> </tr> <tr> <td>2024年度までに認定を受けたが継続しない期間がある場合</td> <td colspan="5">認定時の5年間、削減義務率減少率1/2(3/4)</td> <td colspan="5">規定時期までの第四期認定に向けた設備更新等の計画等が確認できる場合に限り、認定年度以降第四期に限り、削減義務率減少可能</td> </tr> <tr> <td>2021年度認定の場合</td> <td colspan="5">削減義務率減少率1/2(3/4)</td> <td colspan="5">削減率3/5(4/5)</td> </tr> <tr> <td>2022年度認定の場合</td> <td colspan="5">削減義務率減少率1/2(3/4)</td> <td colspan="5">削減義務率減少率3/5(4/5)</td> </tr> <tr> <td>2023年度認定の場合</td> <td colspan="5">削減義務率減少率1/2(3/4)</td> <td colspan="5">削減義務率減少率3/5(4/5)</td> </tr> <tr> <td>2024年度認定の場合</td> <td colspan="5">削減率1/2(3/4)</td> <td colspan="5">削減義務率減少率3/5(4/5)</td> </tr> <tr> <td>2025年度以降認定の場合</td> <td colspan="5"></td> <td colspan="5">第三期までの制度対象事業所で、規定時期までの第四期認定に向けた設備更新等の計画等が確認できる場合に限り、認定年度以降、第四期に限り、削減義務率減少可能</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ( ) 内は準トップレベル事業所（第四計画期間は、地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所）の減少率  ※ 破線内は期をまたいで継続して削減義務率を減少（第四計画期間から削減義務率減少率 3/5(4/5)へ変更）。また、継続して再認定された場合、赤枠内も削減義務率の減少が可能  ※ 青色塗りつぶしは削減義務率減少の可能な期間。黄色塗りつぶしは削減義務率減少のない期間（但し、一定の条件の下、削減義務率減少が可能な場合あり）</p>		第三計画期間					第四計画期間					2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2020年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)					2024年度までに認定を受けたが継続しない期間がある場合	認定時の5年間、削減義務率減少率1/2(3/4)					規定時期までの第四期認定に向けた設備更新等の計画等が確認できる場合に限り、認定年度以降第四期に限り、削減義務率減少可能					2021年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減率3/5(4/5)					2022年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)					2023年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)					2024年度認定の場合	削減率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)					2025年度以降認定の場合						第三期までの制度対象事業所で、規定時期までの第四期認定に向けた設備更新等の計画等が確認できる場合に限り、認定年度以降、第四期に限り、削減義務率減少可能				
	第三計画期間					第四計画期間																																																																																														
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029																																																																																										
2020年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)																																																																																														
2024年度までに認定を受けたが継続しない期間がある場合	認定時の5年間、削減義務率減少率1/2(3/4)					規定時期までの第四期認定に向けた設備更新等の計画等が確認できる場合に限り、認定年度以降第四期に限り、削減義務率減少可能																																																																																														
2021年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減率3/5(4/5)																																																																																														
2022年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)																																																																																														
2023年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)																																																																																														
2024年度認定の場合	削減率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)																																																																																														
2025年度以降認定の場合						第三期までの制度対象事業所で、規定時期までの第四期認定に向けた設備更新等の計画等が確認できる場合に限り、認定年度以降、第四期に限り、削減義務率減少可能																																																																																														

No.	御意見の概要	都の考え方
3	<p>トップレベル認証は、省エネ対策等において既に極めて高い基準をクリアしていることから、非トップレベル認証物件との比較において、超過削減量の創出手段は限定しない（証書等も可）、等のインセンティブを拡充しても良いのではないかと。認証の質は担保しつつ、更なる手続き負担の軽減を検討するとともに、認証取得インセンティブを充実することにより、各事業所（者）が認証取得を目指す制度設計となるよう引き続き検討してほしい。</p> <p>【計2件 同趣旨の御意見あり】</p>	<p>2050年のゼロエミッション化実現に向け、第四計画期間のトップレベル事業所認定制度は、省エネ対策に加え、再エネ利用を推進する事業所の目標となるよう取組水準等を提示し、高いレベルで省エネ対策・再エネ利用に取り組む事業所への誘導を推進いたします。そのため、削減義務率の減少に代わり、超過削減量の発行上限の撤廃によるクレジット量の増加や、都による表彰の実施等を検討しております。</p> <p>超過削減量については、ゼロエミッション化に向けて継続的な追加削減が必要となることから、トップレベル認定の有無にかかわらず、省エネ対策及び再エネ（オンサイト・オフサイト）相当量の創出といたします。</p> <p>また、トップレベル事業所の認定は、既に、不動産に投資する会社やファンド等に対するESGの評価指標であるGRESBリアルエステイト評価の「グリーンビル認証」の分野や、国内のDBJ Green Building認証において、有効な認証として認められており、今後も、様々な関係機関等と連携し、トップレベル認定による事業所の社会的・経済的価値の向上等に努めてまいります。</p> <p>更に、認定の信頼性を確保しつつ、これまで実施してきた手法以上の事務手続の簡素化について引き続き検討してまいります。</p>

その他意見、質問（6件）（非公表希望：1件）

No.	御意見の概要	都の考え方
1	<p>CGS 排熱に関する評価の取扱いについて、自己所有 CGS 排熱も他人から受け入れる CGS 排熱と同等に評価（未利用熱活用制度）をしてほしい。</p>	<p>第四計画期間においても、第三計画期間に引き続き、事業活動による温室効果ガスの排出量の削減を目指す観点から、事業所外に設置されたコージェネレーションシステム（CGS）等の排熱については、排出係数の算定対象となり、CO<sub>2</sub>排出量に含まれることとなります。事業所内に設置された CGS の排熱に使用された燃料等についても、同様に CO<sub>2</sub>排出量に含まれることとなります。</p> <p>なお、CO<sub>2</sub>排出量をゼロにすることは、CGS 等による CO<sub>2</sub>排出量を全て発電のためのものとして評価することとなり、排熱の有効利用を図る観点からも、CGS 等による CO<sub>2</sub>排出量は電気と熱に割り振るべきものと考えております。</p>
2	<p>旧機器より新機器に機器交換を行った際に、どれくらい特定温室効果ガスが削減できるかにより、東京都から補助金の支援制度を設け、積極的な機器更新を推進してほしい。</p> <p>【計2件、同趣旨の御意見の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化指数（GWP）1以下の高効率ターボ冷凍機等の省エネ機器の導入を促進させる補助金制度をお願いしたい。併せて、脱炭素社会を実現するためのデジタル技術を活用した最適運用や推進するための技術導入に対する補助金制度もお願いしたい。</li> </ul>	<p>第四計画期間は、2030年カーボンハーフの実現に向け、省エネの深掘りと再エネ利用の拡大等を更に促進することとしております。</p> <p>これまで実施している省エネ対策（高効率機器等への更新など）の継続に加え、未実施の運用対策、自動制御関係の対策による効率的なエネルギー利用の推進等の追加的な省エネ対策、再エネの導入（オンサイト及びオフサイト）、低炭素な電力及び熱の選択、再エネ由来証書等の活用や、第三計画期間からのバンキング、排出量取引等の多様な手段を活用いただくことにより、第四計画期間の削減義務率以上の削減を目指していただけるものと考えております。</p> <p>また、本制度は事業所の設備更新計画や再生可能エネルギーの導入など総合的な対策コスト等を踏まえて、義務達成手段を柔軟に判断、選択し義務達成を目指すことができる仕組みとなっております。</p> <p>なお、都では、「地産地消型再エネ増強プロジェクト」や「再エネ設備の新規導入につながる電力調達構築事業」を通じて、事業者の再エネ設備や蓄電池の導入に必要な経費の一部を支援しています。</p>

No.	御意見の概要	都の考え方
3	<p>ペーパーレスやハンコレス化を推進していくこととなっているが、計画書等の提出をいまだに書面であつ押印を求められている。また、都制度と連携している埼玉県では、提出は電子データでの提出が可能であり、押印も不要である。そのため、東京都でも書面での提出及び書面への押印の廃止を強く要望する。</p>	<p>これまでの制度運用においても、事業所の皆様から事務手続等の負担軽減を求めのご意見が寄せられており、地球温暖化対策計画書等の提出書類の作成の簡素化に向けたシステム機能の拡充や、ペーパーレス化やハンコレス化を含む手続等の見直しを随時行ってまいりました。今後も、更なる手続等の簡素化に向けた検討を進めてまいります。</p>
4	<p>排出量検証等を行う業者、検証員が少なすぎるため、条例の義務利用に向けた検証を行うこと自体難しい場合がある。検証員の高齢化も進んでおり、今後、どのように制度を継続させていくと考えているのか。また、検証業者が確保できず、条例上の対応ができなかった場合、どのような対応を考えているのか教えていただきたい。</p>	<p>これまでの制度運用においても、実務研修会等の開催を通じた検証主任者等の知識向上や、ICTを活用したオンラインでの検証の導入など、検証制度の維持・拡充に資する取組を随時行ってまいりました。</p> <p>第四計画期間においては、新たに検証登録区分の統合、検証機関の営業所所在地の制限の廃止等の実施を予定しております。引き続き、検証制度の適切な運用に向けた検討を進めてまいります。</p>